

## 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会設置要綱

制定 令和3年3月24日

### （趣旨）

第1条 地域ケアプラザ、コミュニティハウス、南部児童相談所等の3施設を複合した港南区複合公共施設（仮称）の建設にあたり、市当局に対し、区民や利用者の意見を反映させるため、港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### （構成）

第2条 懇談会は、「港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会名簿」の委員をもって構成する。

### （任務）

第3条 港南区複合公共施設（仮称）に関連した施設内容について意見交換を行い、市当局に提言する。

### （任期）

第4条 懇談会の設置期間は、原則として任務の終了までとする。

### （会議の運営）

第5条 懇談会は委員の互選により、委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

### （事務局）

第6条 この懇談会の事務局は、港南区役所総務部区政推進課に置く。

### （附則）

第7条 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。